

遺族基礎年金 男女の違いがなくなった

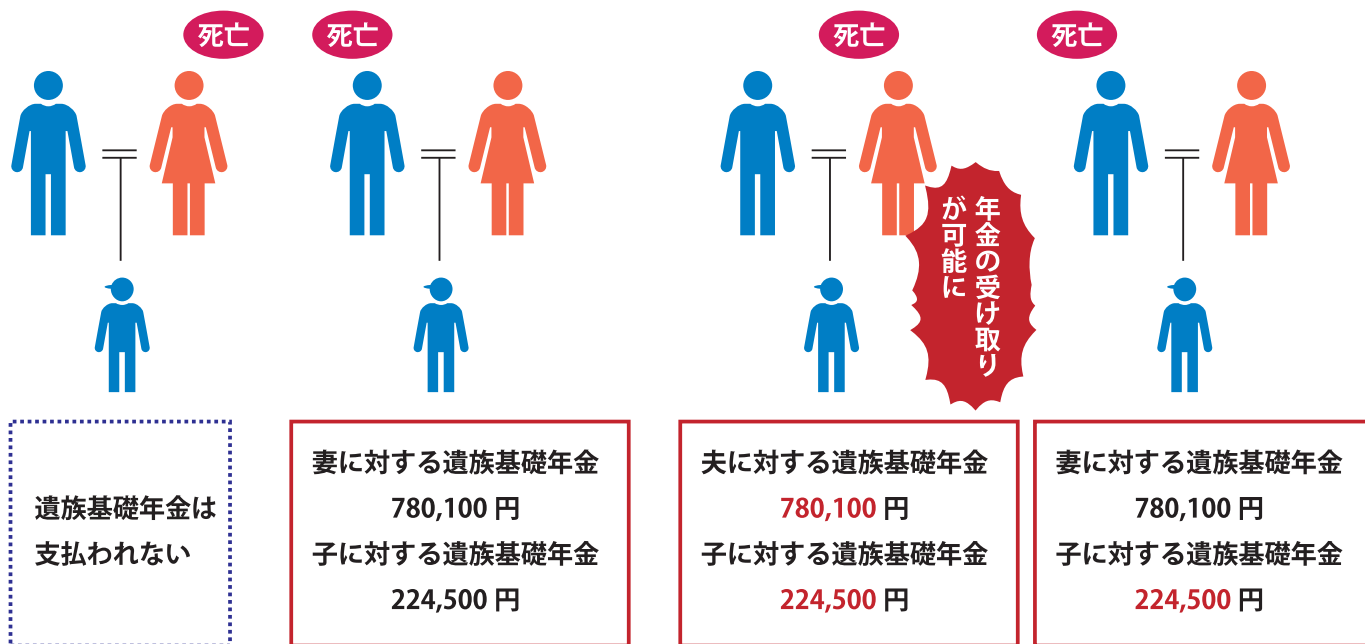
遺族基礎年金とは、国民年金(基礎年金)の遺族給付になります。国民年金保険の被保険者等が亡くなったときに、子および子のある配偶者に年金が支払われ

るしくみです。この遺族基礎年金ですが、平成26年3月まで男女に差がありました。それまでは、お母さんが亡くなっても年金は支払われないしくみだ

ったのです。現在では、父母のいずれが亡くなっても支給されるしくみに変わりました。ただし、配偶者に支給されるのは子がいる場合のみです。

■ 平成 26 年 3 月 まで

■ 平成 26 年 4 月 以降



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>